

お客さま各位

## 海外送金の確認資料に関するお願い

当金庫では、金融サービスを悪用するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与への対策に取り組んでおります。犯罪・テロ組織への資金流入を未然に防ぎ、安全で利便性が高い金融サービスを維持するため、海外送金についてお客さまには大変お手数をおかけいたしております。

今般、更なるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与への対策のため、下記の事項をお願いいたします。ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

### 1. 仕向送金（日本から海外へ送金するお取引）

#### （1）送金原資の確認

当金庫では現金によるお取引ができません。当金庫の預金口座の取引履歴から送金原資が確認できない場合（他の金融機関から送金原資を振込みした場合など）は、売上金・給与等が入金されている他行の通帳の写し（当金庫への振込相当額の売上等の入金部分の明細から当金庫への振込を行うまでの全明細）など、送金原資の確認できる資料のご提示をお願いすることがございます。

#### （2）送金目的の確認

送金の目的・受取人との関係が明示されている資料のご提示をお願いいたします。商品の移動を伴う商取引の場合、インボイス・請求書・契約書のほか、運送書類（B/L など）・輸入許可証のご提示をお願いすることがございます。（前払金など運送が事後となる場合は、送金取組後のご提示で結構です）

### 2. 被仕向送金（海外から日本への送金を受け取るお取引）

#### （1）送金原資の確認

個人間の送金等のお取引の場合、給与等の経常的な入金明細等を確認させていただきます。また、株式・不動産の売却代金等の一時的な収入を送金原資としている場合は、その契約書や計算書等の資料のご提示をお願いすることがございます。（送金人さまにご依頼ください）

#### （2）送金目的の確認

送金の目的・送金人さまとの関係が明示されている資料のご提示をお願いいたします。商品の移動を伴う商取引の場合、インボイス・請求書・契約書のほか、運送書類（B/L など）・輸出許可証のご提示をお願いすることがございます。（前受金など運送が事後となる場合は、送金取組後のご提示で結構です）

※必要に応じてお伺いする内容やご提示いただく書類を追加することがございます

※確認作業に時間をいただくことがありますので、時間に余裕をもったお取引をお願いいたします

※内容確認の結果、お取り扱いができないこともございますので、予めご了承ください

◆お問合せ先 埼玉縣信用金庫 カスタマーセンター 0120-810-314  
（専門部署：国際業務グループへお取り次ぎいたします）